# 平成22年度改正関係参考資料

(国際課税関係)

## 国際課税関係の主な平成22年度税制改正事項

#### 〇 外国子会社合算税制の見直し

国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、我が国企業の国際競争力を維持する一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、適用除外基準の見直し、 トリガー税率の引下げ、資産性所得に対する合算課税等の見直しを行った。

#### 〇 外国税務当局との情報交換

近時、金融危機を背景に、G20、G8等の一連の国際会議で税に関する情報交換の重要性が指摘される中、 外国税務当局との情報交換を含む租税条約等の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡大するととも に、一層効率的かつ円滑に情報交換を実施していくための国内法の整備を行った。

#### 〇 移転価格税制の見直し

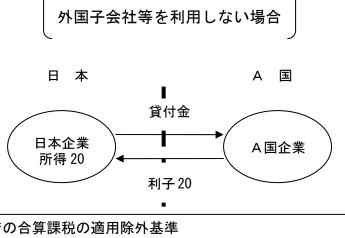
企業の予見可能性の確保、税務執行の透明化・円滑化の観点から、独立企業間価格の算定上考慮すべき 事項等や価格算定に必要な文書の範囲の明確化を行った。

## 〇 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の創設

海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進等の観点から、非居住者等が受ける振替社債等の利 子等の非課税制度を創設した。

## 外国子会社合算税制について

- わが国の内国法人等が、税負担の著しく低い外国子会社等を通じて国際取引を行うことによって、直 接国際取引した場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果としてわが国での課税を免れる事態が生じ 得る。
- このような租税回避行為に対処するため、一定の税負担の水準(20%)以下の国・地域にある子会社等の 所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税(会社単位での合算課税)。
- (注) 外国子会社等が、実体のある事業を行っている等、一定の条件(適用除外基準)を満たす場合には、 会社単位での合算課税の対象とならない。
- 〇 また、一定の税負担の水準(20%)以下の外国子会社等が得る資産運用的な所得については、適用除外基 準を満たす場合でも、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税(資産性所得の合算課税)。



会社単位での合算課税の適用除外基準

①事業基準:主たる事業が株式の保有等でないこと

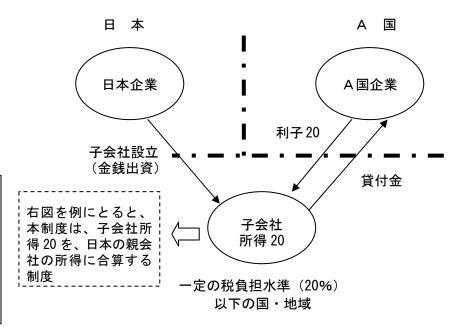
②実 体 基 準:一定の固定施設を有すること

③管理支配基準:事業の管理等を自ら行っていること

④所 在 地 国 基 準:主として所在地国で事業を行っていること

又は非関連者基準:主として非関連者との間で事業を行っていること

税負担の著しく低い外国子会 社等を利用した場合



## 外国子会社合算税制の見直し

- 〇 国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、わが国企業の国際競争力を維持する観点から、外国子会社合算税制について、いわゆる「トリガー税率」を「20%以下」に引き下げる等の見直しを行った。
- 〇 同時に、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、一定の資産性所得を新たに合算課税の対象とする等の見直 しを行った。

#### 1. トリガー税率の引下げ

- トリガー税率 (※) を、「25%以下」から「20%以下」に引下げ
  - ※ 外国子会社合算税制は、<u>一定の税負担水準</u>以下の国・地域にある一定の子会社等の所得に相当する額を、内国法人等の所得とみな し、それを合算して課税する制度であり、トリガー税率は、その一定の税負担水準を指す。
  - ※ トリガー税率の引下げにより対象から外れる国としては、法人税率(実効税率)で見た場合、中国、韓国、マレーシア、ベトナム 等が挙げられる。(但し、税負担の判定は、各子会社の実際の税負担を基に行われる。)

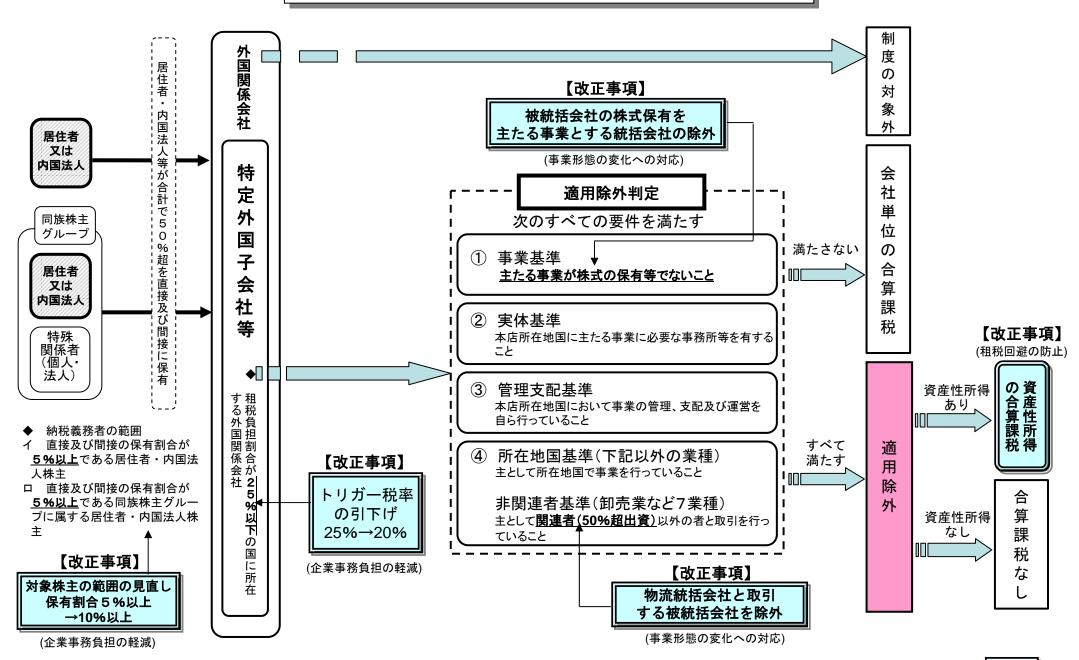
#### 2. 適用除外基準(※)の見直し

- 〇 企業実体を伴っていると認められる統括会社(事業持株会社・物流統括会社)の所得(下記3.の資産性所得を除く。)について合算対象外となるよう措置
- (注) 現行の人件費の10%相当額を控除する措置については、廃止
  - ※ 企業としての実体等があるものと認められる基準(事業基準・実体基準・管理支配基準・所在地国基準又は非関連者基準)

#### |3. 資産性所得に対する課税等|

○ 資産運用的な所得として外国子会社が受けるポートフォリオ株式・債券の運用による所得、使用料等について親会 社の所得とみなし、それを合算して課税

## 外国子会社合算税制の概要及び主な改正事項



(注) 適用除外判定の①~③を満たす場合は、人件費の10%相当額を合算所得から控除。【改正事項】 廃止

## 情報交換についての国内法整備

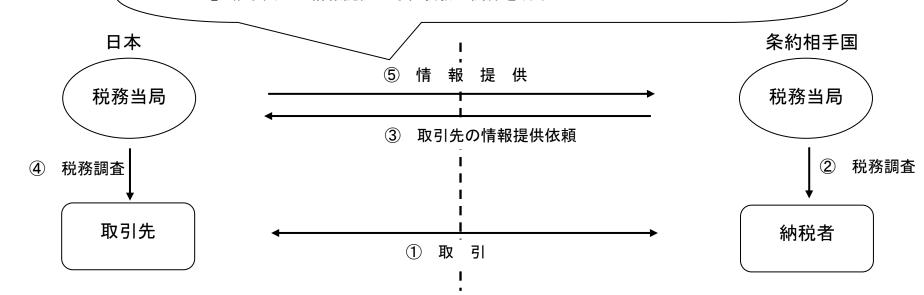
- 近時、金融危機を背景に、G8・G20サミット等の一連の国際会議において、税に関する当局間の情報交換の重要性が確認され、各国において情報交換の実施のための租税条約等を積極的に締結する動きが加速化。
- こうした国際的な流れを受け、わが国としても、租税条約や行政取極の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡 充するとともに、より効率的かつ円滑に情報交換を実施していくため、外国への情報提供の根拠規定(国内法)を整備。

## <イメージ>

#### 【改正事項】

租税条約(行政取極を含む)に定めるところにより、相手国の税務当局に対し、租税に 関する情報の提供を行うことができる旨の規定を創設

- ⇒ これにより、
  - ① 行政当局間の合意(取極)による迅速な情報交換ネットワークの拡充を確保
  - ② 相手国への情報提供と守秘義務の関係を明確化



## 移転価格税制における価格算定文書の明確化

諸外国では、移転価格に係る文書の具体的な類型や、当該文書を企業が準備していない場合のペナルティ等を法令で定めた文書化制度がある。また、OECD の移転価格ガイドラインでも、文書化について指針が設けられている。

法令で文書化を定めて アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、デン いる国の例 マーク、フィンランド、ハンガリー、トルコ、中国、インド 他

#### 【改正項目】

わが国の移転価格税制においては、独立企業間価格の算定に必要な文書が、税務調査において納税者から提出されない場合には、独立企業間価格を推定して課税を行う制度が設けられている。

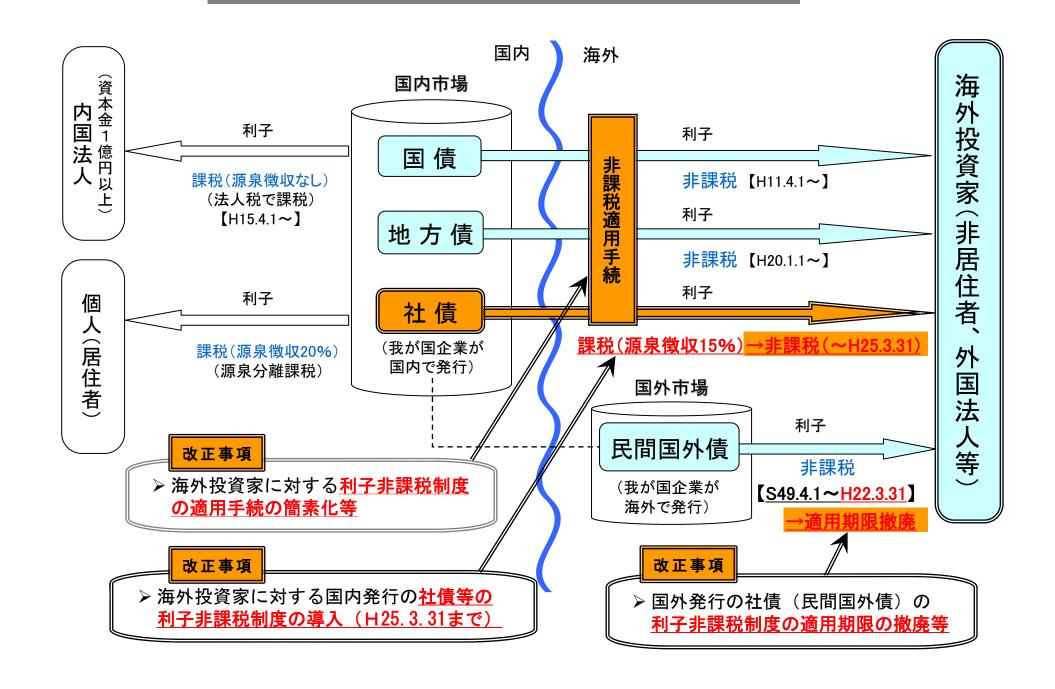
移転価格調査において納税者の協力が得られない場合の上記推定課税規定において提出又は提示を求めている書類の範囲を、次の区分に基づき、法令で明確にした。

- ① 国外関連取引が独立企業間価格であることを証する書類
- ② 国外関連取引の内容を記載した書類

#### (参考) OECD移転価格ガイドライン 第5章 文書化 (抄)

- ▶ 本章は、(中略)、納税者がその関連者間取引が独立企業原則を満たしていることを示すために最も有用な文書を特定するに当たって<u>納税者</u>に支援を与え、その結果、移転価格問題の解決と、税務調査を円滑ならしめるための指針を、納税者に提供するものである(パラ 5.1)。
- ➤ 納税者は、移転価格の算定の基となった情報、考慮の対象となった事実及び選択した移転価格算定方法など<u>独立企業原則に従う努力をした</u>ことを示すと認められる文書を準備し、又はこれらに言及することが要求される(パラ 5.4)。
- ➤ 税務上の移転価格算定時に合理的に用いられ又は基礎とされる文書には、税務以外の目的では準備又は入手されないものもあろうが、移転 価格が独立企業原則を満たすか否かを合理的に評価するうえで、これらの書類が不可欠であり、かつ、その準備又は入手に当たり、納税者が 釣合いがとれないほど高いコストを要しない場合に限り、これらの書類を納税者が準備又は入手することが期待されるべきである(パラ 5.7)。

#### 非居住者・外国法人に対する公社債の利子に係る課税の概要



#### 第 174 回国会で承認された租税条約の概要

## 【新規】

#### 日クウェート租税条約(平成 22 年2月署名)

- 日クウェート租税条約は、国際標準に沿った規定を採用している。
- 投資所得(配当、利子及び使用料)に対する源泉地国課税の限度 税率は、以下のとおり。

所得区分		限度税率
配当	一般	10%
	親子間	5%
利子		10%(一般)
		免税(政府機関等)
使用料		10%

#### 日バミューダ租税協定(平成 22 年2月署名)

- 〇 日バミューダ租税協定は、税務当局間の実効的な情報交換の実施 を可能とするものであり、国際標準に沿った規定を採用している。
- また、この協定は、退職年金等の特定の個人の所得についての 課税の免除のみを規定している(投資所得に対する源泉地国課税の 限度税率等は規定していない)。

## 【改正】

日マレーシア租税協定改正議定書(平成 22 年2月署名)

日シンガポール租税協定改正議定書(平成 22 年2月署名)

日ベルギー租税条約改正議定書(平成 22 年1月署名)

日ルクセンブルク租税条約改正議定書(平成 22 年1月署名)

- 〇 現行条約の租税に関する情報交換に係る規定について、改正が 行われた。
- 今般の改正は、税務当局間の実効的な情報交換の実施を可能と するものであり、国際標準に沿った規定を採用している。